

外国為替予約約定書（外貨定期預金用）

年 月 日

大阪信用金庫 御中

住 所

氏 名



(外貨定期預金取引用の印章または署名をご使用ください。)

私は、貴金庫に預入れた外貨定期預金について、満期日における解約の際に元金もしくは元利金について適用される外国為替相場を確定するため、貴金庫と外国為替予約を締結するについては、次の各条項を確約します。

第1条（予約の申込と応諾）

- ① 私が貴金庫に為替予約締結の申込を行うときは、貴金庫所定の期間内で、為替予約申込書に為替予約金額、為替予約相場、および為替予約の対象とする定期預金の番号等の必要事項を記入のうえ、定期預金証書を添えて申込を行います。
- ② 為替予約の取引に使用する印章または署名は、あらかじめ貴金庫との外貨定期預金取引に届出たものを使用します。定期預金取引に届出のもの以外の印章または署名を使用する場合は、貴金庫へその旨をお届けします。
為替予約申込書の印影または署名を、私があらかじめ届出た印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱われたうへは、為替予約申込書につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について貴金庫には一切責任がありません。
- ③ 貴金庫が為替予約締結に応じた場合には、為替予約済の旨明示した定期預金証書に外貨預金為替予約締結確認書を添えて、私に返却してください。

第2条（為替予約の実行）

- ① 私は、定期預金を満期日に解約のうえ、為替予約の実行を行います。
- ② 私が定期預金の満期日に、貴金庫に定期預金証書を提出しない場合においても、貴金庫は外貨定期預金規定にかかわらず、満期日に定期預金を解約のうえ為替予約の実行をしてください。この場合、定期預金の元金並びに利息を為替予約相場により換算のうえ支払ってください。なお、元金ならびに利息の一部につき為替予約を締結している場合は、残額につき貴金庫計算実行時の為替相場により換算のうえ支払ってください。
なお、定期預金証書は満期日以降直ちに貴金庫に提出します。

第3条（為替予約の取消、変更等）

- ① 私は、貴金庫と締結した為替予約の取消または変更は行いません。
万一やむを得ない事情により、貴金庫の応諾をえて為替予約の取消または変更を行う場合には、これにより発生する損害金、費用、手数料は私が直ちに貴金庫に支払います。この場合、貴金庫から通知ありしだい、貴金庫所定の外国為替相場により反対取引を行いこれを清算します。
- ② 私は、為替予約の対象となった定期預金を、その満期日前に解約しません。
万一貴金庫がやむを得ないと認めて、満期日前に定期預金の解約に応じる場合には、当該定期預金にかかわる為替予約は当然に取消されるものとし、これにより発生する損害金、費

用、手数料は私が直ちに貴金庫に支払います。

- ③ 私について次の各号の事由が一つでも生じたときには、当該定期預金にかかわる為替予約は当然に失効するものとし、これにより発生する損害金は私が直ちに貴金庫に支払います。
 1. 為替予約の対象となっている定期預金の満期日前に差引計算が行われる場合には、私の債務について期限の利益が失われたとき。
 2. 為替予約の対象となっている定期預金について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

第4条（為替予約の譲渡、流用の禁止）

- ① 私は、この為替予約を譲渡しません。
- ② 私は、この為替予約を当該為替予約の対象とした定期預金以外の取引に適用しません。
- ③ 私は、定期預金以外の取引について、貴金庫と為替予約を締結した場合にも、その為替予約を定期預金取引に適用しません。

第5条（反社会的勢力の排除）

- ① 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 3. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 1. 暴力的な要求行為
 2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴金庫の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
 5. その他前各号に準ずる行為

- ③ 私が、第1項および第2項の確約に反して、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明したときは、何ら催告をせず、本契約を解除することができるものとします。
- ④ 第3項の規定の適用により本契約が解除された場合には、私は、解除により生じる損害について、貴金庫に対して一切の請求を行いません。また、かかる解除により貴金庫に損害が生じたときは、私が生じた損害を賠償するものとします。

第6条（約定書の変更）

- ① 私は、この規定の各条項その他の条件が、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、貴金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更されることについて承認します。
- ② 私は、前項の変更について公表等の際に定める適用開始日から適用されることについて承認します。

以 上
(2020年4月1日現在)